

ミドルネクストの腐敗防止のための行動規

範

前文

ミドルネクストの腐敗防止のための行動規範（規範）は、腐敗防止に関する国際連合条約を典拠とし、あらゆる形態の腐敗との闘いに取り組む。

この規範は、会社の内規に不可欠な部分となる。

しかし、文書では、日常活動の一環で生じる可能性のある収賄や買収のすべてのケースに対応することはできない。そのため、各人が自分自身で判断し、良識を示さなければならない。行動に疑問がある場合は、各社は、自社で設定した内部警告システムや補助・助言ツールを基準とする。

この規範は、改正される場合がある。

1- 制約と適用範囲

この規範は、ミドルネクストの腐敗防止のための行動規範を採用する企業および/またはグループのすべての社員に適用される。

各社員は、各企業内で模範的な行動を取らなければならない、この規範で定義されている行動規定に反することはしてはいけない。

社員が、規範の適用、またはその解釈に関する質問をする場合は、上司または会社が指名した相手にしなければならない。

2- 基本ルールとその分類

定義

- **贈収賄**とは、人（公務員または私人）が、商業上または財政上の特権を得たり、維持したり、あるいは決定に影響を及ぼすために、職務の一環として、直接または間接的な方法で、関係する行為の実行を怠ったり、遅延させたりして、目的を果たすために何かしらの利益、贈り物、約束、申込みまたは贈与を、直接または仲介という間接的な手段で、提案、要求又は請負をすることである。

贈収賄には、2つのタイプがある。

- 贈収賄を主導する者が買収者である場合は、贈収賄は**能動的**である。

- 贈収賄の行動が、買収されている者、つまり、代償との引き換えで、行為を実行する、または実行しない者、の発意による場合は、贈収賄は**受動的**である。

贈収賄は、普通の社会や商慣行にみせかけて、様々な形態ですることができる。例えば、招待状、贈り物、後援、寄付などである。

- **受託収賄**は、第三者の決定に影響を与えるために、実際であっても仮定であっても、地位または影響力を金儲けの種にする人のための行為を意味する。

受託収賄は、三者で構成される。すなわち、受益者（特権や贈り物を提供する人）、仲介者（地位に由来する

影響力を利用する人）及び、意思決定権を持つ標的の人物（権力機関または行政、行政官、専門家など）である。

原則及び規則

社員は、贈収賄行為をしてはならず、公務員、コンサルタント、議員、流通業者などの仲介者、または、このような行為を行う目的で、その他あらゆるビジネスの相手方などを利用してはならない。

もし、ある人が申し出に直面した場合、以下について自問する必要がある。

- 法や規則が遵守されているか？
- 会社の利益と行動規範に合致しているか？
- 個人的な利益を失うか？
- もし自分の決定が伝えられた時、自分が困るか？

行動規範を典拠とする各企業は、倫理的選択、またはビジネス規範の選択に直面する場合、秘密を保持して、各社員が疑念を表明できるような手段を規定した。

2-1 公務員特有の規則

定義

「公務員」とは、自分自身、または他人のために、公権力の受託者、公共サービスの責任を負った者、または、選挙による委任を受託された者を指す。

原則及び規則

公務員の贈収賄は、より厳しい罰則によって処罰される¹。

公務員とのあらゆる関係は、支配している規則（すなわち、特定の国において公務員に適用される規則、または、雇用主により課された規則）に適合していなければならない。法律で禁止されていない場合は、公務員に付与されたあらゆる特権は、事前に、上司の許可を得なければならない、会社に対して完全に透明でなければならない。

2-2 贈り物及び勧誘

定義

贈り物は、お返しを何も期待せずに、礼儀の印、または友情の印として、誰かから贈られるあらゆる形の特典である。

食事、宿泊施設、エンターテインメント（ショー、コンサート、スポーツイベントなど）を贈ったり、贈らせたりする行為は、勧誘とみなされる。

原則及び規則

贈り物及び勧誘は、能動的または受動的な贈収賄行為として認識されたり、同視されたりすることがある。良好な関係を築くのに有効な贈り物、礼儀の印、歓待（したりされたり）や、エンターテインメントへの招待は、会社または人に恩恵を与え、決定に影響を与える手段とみなされることがあるので、注意を払う必要がある。

2-3 慈善団体や政治団体への寄付

定義

寄付や贈与は、金銭や現物によって、寄付の形で与えられる特典である。研究、教育、環境（持続可能な発展）、慈善目的または人道目的など、特定の目的に割り当てられる。

政治献金は、金銭的であってもなくても、政党、政党の代表、または政治の指導者を支持することである。

¹ フランス刑法は、公務員で贈収賄の罪を問われた個人に、10 年以下の禁固刑及び 100 万ユーロの罰金という重い刑罰を科している。例えば、賄賂を持ちかけたり、要求したりするような、単なる試みであっても、成し遂げられた贈収賄と同様の刑を宣告される。

原則及び規則

寄付、贈与、または貢献への請求は、贈与が承諾されていて、個人的恩恵が引き出される場合、特に企業活動に影響を及ぼす立場にある人、または及ぼす可能性のある人からされる請求は、心づけの要求だと認識されなければならない。

贈与の請求は、上司に承認されなければならない。

2-4 メセナ、後援

定義

会社は、メセナまたは後援によって、その価値を高め、宣伝することを目的として、社会活動や文化活動または、スポーツ活動に、財政的または物質的な支援を提供することを期待している。

原則及び規則

メセナや後援は、会社のイメージを高める以外には、受益者からの特定の恩恵を追及せずに遂行されなければならない。

2-5 付け届け

定義

付け届けは、特に、許可証、ビザまたは通関の申請などの行政手続を容易にし、または迅速化するための非公式な支払い（合法的で公式な課金及び税金とは対照的）である。

原則及び規則

やむを得ない理由（健康、社員の安全など）がない限り、企業は、「付け届け」を容認しない。

2-6 第三者（納入業者、受給者、顧客）の監督

定義

第三者、法人または自然人に対する監督は、企業と第三者、法人または自然人とが相互に行い、贈収賄に関し、一定レベルのリスクがある場合には、これらの者が立ち会うことができる。

第三者とみなされるのは、ビジネスパートナー、納入業者、受給者、代理店、顧客、仲介業者などである。

原則及び規則

各企業は、第三者が企業の原則および価値観を尊重し、必要があれば、適切な義務事項を実行するよう努力する。

2-7 利害の抵触

定義

利害の抵触は、社員の個人的利益が、役職または責任と衝突するあらゆる状況から生ずる。

原則及び規則

潜在的または明白な利益の抵触が生じた場合、関係する社員は、これを報告しなければならない。

2-8 会計記録・内部監査

定義

会社は、会計業務および/または社内又は社外の会計検査員が、帳簿、台帳及び勘定書における贈収賄の事実の隠匿に注意を払っているかどうか、監督しなければならない。

原則及び規則

会計監査（会計監査、勘定書の証明）を調査する者は、勘定書の正確さ及び真正さについて、特に細心の注意を払わなくてはならない。

3- 適用

3-1 研修

社員は、この行動規範の内容を把握し、贈収賄に対する闘いに関心を持つようにするために、会社が主催する研修会に参加しなくてはならない。新入社員は、職務に就いてすぐ、注意を喚起させられる。

3-2 行動規範に適合しない行為の報告と警告を発する者の保護

各社員は、自分の上司及び/または指示対象に対して、疑問を表明したり、質問したりすることができる。各社員は、企業が規定した方法を遵守し、以下の場合に、警告を発することができる。

- 贈収賄のリスクに直面している場合
- ほぼ確実に行動規範の侵害に直面している場合
- 本行動規範の違反行為が遂行された、または行われている、あるいは、行われる可能性があると思われる場合

3-3 本行動規範の違反に対する罰則

規則が不遵守の場合は、社員は個人的に責任を負い、適用される法律に応じて、刑罰²が課される。

企業は、以下の義務を負う。

- すべての申立てを考慮に入れること。
- 警告について、迅速に調査すること。
- 事実を客観的かつ公正に評価すること。
- 適切な是正措置と懲戒処分を行うこと。

² フランス法は同様に、積極的な贈収賄（買収工作者）と消極的な贈収賄（買収されたもの）に責任を負わせている。

自然人の場合、最も重い刑罰は、5 年間の禁固と 50 万ユーロの罰金（金額は、違反が作り出された利益の 2 倍になることもある）である。フランス法は同様に、積極的な贈収賄（買収工作者）と消極的な贈収賄（買収されたもの）に責任を負わせてい



る。自然人の場合、最も重い刑罰は、5 年間の禁固と 50 万ユーロの罰金（金額は、違反が作り出された利益の 2 倍になることもある）である。

3-4 実行：責任と監視

各社員は、職務に関係する責任の範囲内で、行動規範を遂行する責任がある。
企業は、実務の適合性が遵守されているか検証するために、定期的な検査を実施する。

コーポレートガバナンス及び/または企業グループのガバナンス機構は、実行の調査及び警告がもたらされた影響を、定期的に明らかにする。